

14 税金

☎ 住民税務課（上湧別庁舎） ☎2-5863

税金の主なもの

種 類	納税義務者	税額または税率	備 考																												
個人住民税 （町民税）	1月1日現在、町内に住所がある方で、前年（1月～12月）中に所得があった方	【均等割】 3,500 円 【所得割】 前年所得の6%	・税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月 15 日までに申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや年末調整済みの方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。																												
個人住民税 （道民税）		【均等割】 1,500 円 【所得割】 前年所得の4%																													
法人町民税	町内に事務所、事業所または寮等がある法人	<table><tr><td colspan="3">【均等割】</td></tr><tr><td>資本金</td><td>従業員数</td><td>年額</td></tr><tr><td rowspan="2">1 千万円以下</td><td>50 人以下</td><td>60,000 円</td></tr><tr><td>50 人超え</td><td>144,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 千万円を超え 1 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>156,000 円</td></tr><tr><td>50 人超え</td><td>180,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 億円を超え 10 億円以下</td><td>50 人以下</td><td>192,000 円</td></tr><tr><td>50 人超え</td><td>480,000 円</td></tr><tr><td>10 億円を超えるもの</td><td>50 人以下</td><td>492,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">10 億円を超え 50 億円以下</td><td rowspan="2">50 人超え</td><td>2,100,000 円</td></tr><tr><td>3,600,000 円</td></tr></table> 【法人税割】 12.1%	【均等割】			資本金	従業員数	年額	1 千万円以下	50 人以下	60,000 円	50 人超え	144,000 円	1 千万円を超え 1 億円以下	50 人以下	156,000 円	50 人超え	180,000 円	1 億円を超え 10 億円以下	50 人以下	192,000 円	50 人超え	480,000 円	10 億円を超えるもの	50 人以下	492,000 円	10 億円を超え 50 億円以下	50 人超え	2,100,000 円	3,600,000 円	・事業年度終了の日から2ヵ月以内に申告・納付してください。 ・新しく法人を設立したり、町内に事業所等を開設した場合は申請が必要です。 ・法人に変更（所在地、代表者、資本金等）や廃止等（事業所の廃止、解散、休業等）があった場合には異動届の提出が必要です。
【均等割】																															
資本金	従業員数	年額																													
1 千万円以下	50 人以下	60,000 円																													
	50 人超え	144,000 円																													
1 千万円を超え 1 億円以下	50 人以下	156,000 円																													
	50 人超え	180,000 円																													
1 億円を超え 10 億円以下	50 人以下	192,000 円																													
	50 人超え	480,000 円																													
10 億円を超えるもの	50 人以下	492,000 円																													
10 億円を超え 50 億円以下	50 人超え	2,100,000 円																													
		3,600,000 円																													
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋および償却資産を所有する方	固定資産の課税標準額の 1.4% ※土地と家屋の評価額は3年ごとに見直されます。 ※償却資産の評価額は、申告により毎年決定されます。	・固定資産（土地、家屋）の価格等の縦覧を4月1日から5月31日まで行います。 ・事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。																												
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する方	税率は右ページをご覧ください。 ※身体障害者手帳等の交付を受けている方が所有されている場合は、減免制度がありますので、お問い合わせください。	・原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車手続先は、住民税務課（上湧別庁舎）、まちづくり推進課（湧別庁舎）です。 ・軽自動車の登録・廃車手続先は、（社）北見地区軽自動車協会です。 北見市東三輪3丁目25番地 ☎0157-24-6130 ・二輪の小型自動車の登録・廃車手続先は、（社）北見地区自家用自動車協会です。 北見市東三輪3丁目25番地 ☎0157-24-6271																												

※その他の税金：町たばこ税や入湯税などがあります。

●軽自動車税の税率

【三輪、四輪の軽自動車】

車種区分				税 率（年税額）					
				平成27年3月31日 以前登録	平成27年4月1日 以後登録	重課 （登録から 13年経過）	グリーン化特例(軽課税率) ※一定の燃費性能等が優れた車両		
							25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽自動車	三 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
	四輪以上	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円
		乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円

【原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等】

車種区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,000 円
	その他	5,900 円
軽自動車	軽二輪 125cc 超～250cc 以下	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	3,000 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

●納付方法

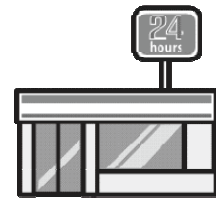
種 類	納付方法
個人住民税 （町・道民税）	【特別徴収（給与天引き）】 給与所得者は、給与の支払者（会社・事業主）が湧別町から通知された税額を、毎月（6月から翌年5月）の給与から徴収し、まとめて納付していただきます。
	【普通徴収】 年金受給者や事業所得者、特別徴収以外の給与所得者は、湧別町が送付する納税通知書により、口座振替または納付書により納付していただきます。
	【年金特別徴収】 前年中に公的年金の支給を受けていた方で、課税年度の初日（4月1日）時点で、老齢基礎年金などの公的年金の支給を受けている65歳以上の方を対象に、公的年金事業者が年金から税額を引き取り、納付していただきます。
	法人町民税
固定資産税	専用納付書によりお支払いください。
軽自動車税	専用納付書もしくは口座振替によりお支払いください。

●普通徴収の場合の納期限

種 類	期 別	納期限
個人住民税 （町・道民税）	第1期	6月30日
	第2期	8月31日
	第3期	10月31日
	第4期	12月25日
固定資産税	第1期	5月31日
	第2期	7月31日
	第3期	9月30日
	第4期	11月30日
軽自動車税	全 期	5月31日

●納付先

出納課（上湧別庁舎）、まちづくり推進課（湧別庁舎）、町内各金融機関およびコンビニエンスストアで納められます。



●口座振替の利用申込手続き

対 象	町・道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、水道使用料、下水道使用料、住宅使用料
取扱金融機関	北海道銀行中湧別支店、遠軽信用金庫湧別支店・中湧別支店、えんゆう農業協同組合、湧別町農業協同組合、湧別漁業協同組合、ゆうちょ銀行、はまなす農業協同組合
申込方法	あなたの預貯金口座がある取扱金融機関などの窓口で申し込みをしてください。 【必要なもの】 申込用紙（窓口に備え付けてあります）、納税通知書（納付書）、預貯金通帳（口座番号が確認できるもの）、印鑑（通帳の届出印）

※預貯金残高が不足しますと振替ができませんので、納期限前に確認してください。



STOP！滞納

●町税は、納期限までに納めましょう

町税は、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な財源となっています。
町税を滞納することは、期限内に納税している大多数の町民との公平性を欠くことになります。
また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。
湧別町では、納税相談もなく、納付もない、悪質な滞納者に対しては、差し押さえなどの滞納処分を強化していますので、税金は期限内に納付するようにご協力をお願いします。

●期限内の納付が困難なときは・・・

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や生活の困窮などにより納期限内に税金を納めることができなくなった場合は、そのまま放置せず、早めに納税相談を受けてください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもあります。

【納税相談の窓口】住民税務課 納税係（上湧別庁舎） ☎2-5863